

30監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年11月15日に福岡市長から公の施設の指定管理者監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成30年12月13日

福岡市監査委員	阿部正剛
同	倉元達朗
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

30 監査公表第5号（平成30年5月17日付 福岡市公報第6489号 公表）分

・・・5件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

1 公益財団法人ふくおか環境財団

監査の結果	措置の状況
<p>公の施設の指定管理業務について所管課として必要な措置を講じるよう注意を求めもの</p> <p>公の施設は、地方自治法第244条の2において、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。しかしながら、公の施設として条例に定めがない「桧原健康増進会館」及び「桧原ソフトボール場」を、福岡市葬祭場の施設として指定管理者に管理させていた。適切な対応を図られたい。</p> <p>（保健福祉局生活衛生課）</p>	<p>福岡市葬祭場の指定管理業務の見直しを行い、「桧原健康増進会館」及び「桧原ソフトボール場」の管理については、平成30年度中にすべての管理業務を保健福祉局直営に移行することとした。</p>

2 チーム里の環

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>ア 公の施設の衛生管理業務について適切に履行するよう注意を求めるもの</p> <p>当施設は、公共上水道が敷設されておらず、井水のみを利用する施設である。井水は、飲料用としても使用されるため、利用者や職員の健康に害を及ぼさないように、日頃からその水質に注意する必要がある。しかしながら、平成 29 年度の井水水質検査において「水道法基準に不適合である」と報告されていたにもかかわらず、水質検査報告日(平成 29 年 9 月 14 日)から実査日(平成 29 年 12 月 21 日)現在まで、それへの対応を行っておらず、飲料用として使用していた。なお、平成 27 年度の井水水質検査(検査報告日 平成 27 年 8 月 24 日)においても「水道法基準に不適合である」と報告されたことがある。</p> <p>飲料水の水質については安全にかかわる事項であるため、衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態を保持するよう注意されたい。</p> <p>(チーム里の環)</p>	<p>次亜塩素酸ナトリウムの補充を行った結果、水質の改善を水質検査により確認した。</p> <p>衛生管理業務の適切な履行については、適切な水質の確保のため、水質検査回数の追加及び複数職員によるチェック体制の確立、異常発生時の対応マニュアル整備など衛生管理体制の構築を行った。</p>
<p>イ 指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に対し所管課として適正な評価事務を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者が実施した管理運営業務に係る市の評価については、今後の管理運営業務に活かすため、できるだけ速やかに評価を行い、指定管理者に評価結果を通知する必要がある。しかしながら、公園に係る指定管理者の管理運営業務については、毎年度評価委員会を開催のうえ評価を決定することとしているにもかかわらず、実査日(平成</p>	<p>平成 27 年度及び平成 26 年度の管理運営業務に係る市の評価委員会を開催し、評価を行い、平成 30 年 1 月 18 日に指定管理者へ通知を行った。</p>

29年12月27日)現在、平成27年度の管理運営業務に対する評価委員会を開催しておらず、評価を行っていません。所管課として、適正な評価事務を行われたい。

なお、今回の監査の対象外ではあるが、指定管理者制度を導入している他の公園についても全て同じ状況であり、加えて平成26年度の管理運営業務に対する評価についても同じ状況であることを付言する。

(住宅都市局みどり運営課)

3 博多港開発・西部ガス共同事業体

監査の結果	措置の状況
<p>中央ふ頭クルーズセンターの利用料金の決定について適正な手続きを求めるもの</p> <p>博多港国際ターミナル条例第6条第1項又は第7条の許可を受けた利用者から徴収する利用料金は、同条例第16条の2第2項及び第3項の規定により指定管理者が同条例別表第3から別表第5までに定める額の範囲内において定め、あらかじめ市長の承認を得なければならないこととなっており、市はこれの承認をしたときは同条第4項の規定により当該利用料金の額を公告することとなっている。</p> <p>しかしながら、この手続きにおいて、次のような事例が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>ア 指定管理者は、中央ふ頭クルーズセンターの利用料金について、市の承認を受けないまま、同条例別表第3から別表第5に定める額で利用料金を徴していた。</p> <p>(博多港開発・西部ガス共同事業体)</p>	<p>中央ふ頭クルーズセンターの利用料金について、平成30年3月30日付で博多港国際ターミナル条例施行規則第13条の規定に基づき、同条例第16条の2第3項の承認申請を福岡市長宛に行った。</p>

<p>イ 市は指定管理者に対して、利用料金決定の手続きに関する適切な指導を行っていなかった。</p> <p>(港湾空港局港営課)</p>	<p>指定管理者への指導の結果、指定管理者からの承認申請を受け、平成 30 年 3 月 30 日付承認を行うとともに、福岡市公告第 122 号（平成 30 年 4 月 26 日）にて公告を行った。</p> <p>今後は、事務手続きに遺漏の無いよう課内で周知徹底するとともに、指定管理者へ適宜指導を行っていく。</p>
--	--